

届出事項変更の連絡書

土地の所在	加東市 字 (地番 -)	
所有者	ふりがな 氏名 (印)	変更事由 <input type="checkbox"/> 住居移転 <input type="checkbox"/> 相続 <input type="checkbox"/> 住所表示変更 <input type="checkbox"/> その他()
	(旧)	(新)
住所	〒	
電話	() -	() -
相続による 所有権移転 の場合(※)	被相続人	相続人

※相続登記完了後、土地の「登記事項証明書」を最寄の法務局で請求し、証明書(コピー可)を同封またはファックスして下さい。

(通信欄)		

六、管理付随サービスのご案内

- (1) ご所有地 現地案内
 当社管理事務所にお越しになれば現地までご案内致します(要予約)。
 (ご注意)東条湖方面に来られた時に、お立ち寄り下さってもかまいませんが、案内できる担当者が出張等で不在の場合がありますので、事前に電話等で日時のご予約をお願い申し上げます。
- (2) 売却のご相談
 本店営業部にて、不動産の仲介業務を行っております。
 別荘地や中古別荘の売却をお考えの方には、売却のご相談を承っております。
- (3) 東条湖リゾート施設ご利用の特典
 当社グループ提携施設のご利用の際、割引サービス等を受けられる場合がありますので、お気軽に当社管理事務所にお問合せください。
 ※ご利用期間に制約があったり、ご利用条件が限定される場合がありますが、あらかじめご了承ください。
 当社グループ提携施設 東条湖おもちゃ王国・プールアカプルコ、東条湖カントリー倶楽部
 ホテルグリーンプラザ東条湖・レストラン・湯プラザ
- (4) ご所有資産の相続や譲渡等の登記に関するご相談
 相続財産に関わる手続きについて、簡単なアドバイスをさせていただきます。
 ※手続き等の代理業務は、当社では行っておりません。
 加東市もしくは北播磨地域でご活躍されている司法書士・測量士をご紹介することは可能です。
 中には、大阪や東京にネットワークのある方もありますので、当社管理事務所にお問合せください。
- (5) 境界確認の立会い、現況調査
 隣地との境界確認等について、立会いの申し出がありましたら、ひとまず当社管理事務所にご連絡ください。
 境界の確認に関する手続きで、当社で代行できることがありますので、まず当社にご相談ください。
 (ご注意)「境界確認の立会いのため、ご説明に自宅へうかがいたい」と連絡してくる「営業マン(レディ)」がいますが、そのほとんどが口実であり、目的外の営業をする為の詭弁(うそ)であるようです。
 どうしたら良いか判断がつかない場合は、とりあえず当社管理事務所にご連絡ください。